

地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律案に対する修正案

地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

題名の次に目次及び章名を付する改正規定中「第三十二条」を「第三十三条」に改める。

第十六条を改め、同条を第三十二条とする改正規定を次のように改める。

第十六条中「第十一条第五項の規定に違反した」を「次の各号のいずれかに該当する」に改め、同条に次の各号を加える。

一 第二十二条第一項の規定による公表をしなかった者

二 第二十二条第二項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による公表をせず、若しくは虚偽の公表をした者

三 第二十四条第五項の規定に違反した者

第十六条を第三十二条とする。

第十二条を第二十五条とし、同条の次に二条、一章、章名及び一条を加える改正規定のうち第二十六条第一項中「日常生活に関する」を削り、第二十八条中「地方公共団体は」の下に「、温室効果ガスの排出の抑

制により京都議定書第三条の規定に基づく約束を履行することが基本であることに留意しつつ」を加える。

第九条を改め、同条を第二十二条とする改正規定を次のように改める。

第九条第二項中「基本方針」を「京都議定書目標達成計画」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項中「事業者」を「特定事業者以外の事業者」に、「基本方針」を「京都議定書目標達成計画」に改め、「（他の者の温室効果ガスの排出の抑制等に寄与するための措置を含む。）」を削り、同項を同条第三項とし、同項の前に次の二項を加える。

政令で定める規模以上の事業者（次項及び第三項において「特定事業者」という。）は、京都議定書目標達成計画に即して、環境省令で定めるところにより、その事業活動に関し、単独に又は他の事業者と共同して、温室効果ガスの排出の抑制等のための措置（他の者の温室効果ガスの排出の抑制等に寄与するための措置を含む。第三項において同じ。）に関する計画を作成し、これを公表しなければならない。

2 特定事業者は、環境省令で定めるところにより、単独に又は他の事業者と共同して、毎年、前項の計画に係る措置の実施の状況（温室効果ガスの総排出量を含む。）を環境大臣に報告するとともに、これを公表しなければならない。

第九条を第二十二条とする。

第八条を改め、同条を第二十一条とする改正規定を次のように改める。

第八条の見出しを「（国及び地方公共団体の事務及び事業に関する計画等）」に改め、同条第三項中「都道府県及び市町村は、実行計画」を「国及び地方公共団体は、毎年、第一項又は第二項に規定する計画」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「都道府県及び市町村は、実行計画」を「国及び地方公共団体は、前二項に規定する計画」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項中「都道府県及び市町村は、基本方針」を「市町村は、京都議定書目標達成計画」に、「当該都道府県及び市町村」を「当該市町村」に改め、「（以下この条において「実行計画」という。）」を削り、同項を同条第二項とし、同項の前に次の一項を加える。

国及び都道府県は、京都議定書目標達成計画に即して、国及び当該都道府県の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の抑制及び吸収の量に関する目標並びにこれを達成するための措置に関する計画を策定しなければならない。

第八条を第二十一条とする。

第七条の見出し並びに同条第一項及び第二項の改正規定中『同項第五号中「基本的事項」を「重要事項」に改め、同号を同項第八号とし、同項第四号を同項第七号とし、同項第三号を同項第六号とし、同項第二号の次に次の三号を加える』を「同項第三号及び第四号を次のように改める」に改め、第五号を削り、同改正規定の次に次の改正規定を加える。

第七条第二項第五号中「基本的事項」を「重要事項」に改め、同号を同項第八号とし、同項第四号の次に次の三号を加える。

五 前号の目標を達成するために必要な国及び地方公共団体の施策に関する事項

六 第二十一条第一項又は第二項の規定に基づき国及び地方公共団体が策定する計画に関する事項

七 第二十二条第一項の規定に基づき同項に規定する特定事業者が作成する計画に関する事項

第七条を改め、同条を第八条とし、同条の次に一条、一章、章名及び一条を加える改正規定中「同条第四項を削り」を『同条第四項中「環境大臣」を「内閣総理大臣」に、「基本方針」を「京都議定書目標達成計画」に、「関係行政機関の長と協議しなければ」を「広く一般の意見を聴かなければ」に改め』に改め、「は、第三項」を削り、「内閣総理大臣は、前項」を『内閣』に、「による閣議の決定があった」を「によ

り京都議定書目標達成計画を決定した』に、『京都議定書目標達成計画』を『これを国会に提出して、その承認を受けるとともに、これ』に改め、『同項を同条第四項とし』を削り、同改正規定のうち第九条第三項中「及び第四項」を「から第五項まで」に改める。

第六条の次に一条及び章名を加える改正規定の次に次の改正規定を加える。

本則に次の一条を加える。

第三十三条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前条第一号又は第二号の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、同条の刑を科する。